

特別防疫対策地域の指定について

1月に入り、県北部及び北東部で豚流行性下痢（PED）が4件発生したことから、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」に基づき、農林水産省と協議のうえ、下記地域を「特別防疫対策地域*」として1月25日に指定しました。

記

銚子市の一部地域
旭市の一部地域
香取郡東庄町の一部地域

(参考)

特別防疫対策地域における対応（対象農場75農場）

- 1 指定地域内の養豚場から週に一度死亡頭数を報告するように指導するなど監視体制を強化。
- 2 指定地域内の農場に対し、PED対策強化及び発生時の対応についてリーフレット等を配布し、農場における対策を強化。
- 3 農場及び周辺の緊急消毒を実施するなどの感染拡大防止対策を実施。

*特別防疫対策地域

都道府県は、早期発見や消毒等の地域全体の防疫対応を強化するため、本病の侵入・拡大リスクが高まった地域を必要に応じ、「特別防疫対策地域」に指定することができる。

千葉県農林水産部 畜産課
家畜衛生対策室

TEL : 043-223-2938
FAX : 043-222-3098